

徳島県議会政策条例検討会議
結果報告書

平成28年2月5日

徳島県家庭教育支援条例（案）

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。また、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。徳島県では、地域の自然の恵み、阿波踊りや人形浄瑠璃などに見られる伝統と文化の豊かさ及び人と人との絆の強さを生かし、家庭と地域社会が一体となって子供の成長を支えてきた。

しかしながら、近年では、家族形態の多様化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、家庭とそれを取り巻く環境が大きく変化し、家庭と子供が抱える問題の複雑化及び過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。そこで、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組を更に進め、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校、事業者、行政などが一体となって家庭教育を支えていくことが必要となっている。

ここに、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で支援する社会的気運を醸成することで、子供たちの健やかな成長に喜びを実感できる徳島県の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子供の健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子供の自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護する者をいう。以下同じ。）が子供に対して行う教育をいう。

2 この条例において「子供」とは、おおむね十八歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

（基本理念）

第三条 家庭教育への支援は、保護者が子供の教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項の規定により家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施するに当たっては、様々な家庭の状況に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第五条 県は、市町村が家庭教育を支援するための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(保護者等の役割)

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、自らの果たす役割と責任を自覚し、子供の自主性を尊重し、愛情をもって接し、子供の基本的な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも保護者として成長していくよう努めるものとする。

2 子供の祖父母は、基本理念にのっとり、家庭教育に積極的に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第七条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して、先人が創造し、守り続けた地域の歴史、伝統、文化、行事等を伝えることを通じ、子供の健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等における取組の支援)

第九条 県は、学校等が、保護者と連携して、子供に基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成するための取組を行うことを支援するものとする。

(親としての学びの支援)

第十条 県は、親としての学び（保護者が、子供の発達段階に応じて大切にすべき家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習方法の開発及びその普及を図るものとする。

る。

2 県は、市町村、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第十一条 県は、親になるための学び（子供が保護者の役割、子育ての意義その他将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。）に関する学習方法の開発及びその普及を図るものとする。

2 県は、学校等が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(人材の養成等)

第十二条 県は、家庭教育に関する支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものとする。

(保護者、学校等、地域住民等の連携した活動の促進)

第十三条 県は、保護者、学校等、地域住民その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(相談体制の整備等)

第十四条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十五条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の重要性並びに家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、県民の理解を深め、意識を高める啓発を行うものとする。

(とくしま教育週間における事業の実施)

第十六条 県は、家庭教育についての関心と理解を深め、積極的に家庭教育を実践する意欲を高めるため、とくしま教育の日を定める条例（平成十六年徳島県条例第三十五号）第三条に規定するとくしま教育週間を中心として、この条例の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

検証結果報告書

条 例 名	笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例
-------	-------------------------

総 括

本条例は、条例の基本理念を基に、おおむね適切に運用されていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、議会としては、引き続きその状況をチェックするとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。

- ・徳島県の幼児・児童のう蝕割合等、歯科保健衛生の水準が全国より劣る原因や理由について、十分検討を行い、導き出した課題や要因に対応した施策の推進に努めること。
- ・徳島県の幼児のう蝕割合は、1歳6か月児健診後から3歳児健診までの間の増加が著しいことから、市町村をはじめ、関係機関と十分連携し、様々な機会を通じた歯と口腔の健康づくりに関する知識を深める取組を行うこと。

ヒアリング結果（運用状況）

実 施 策	<p>当該条例を根拠に「徳島県口腔保健推進計画～笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり～」を策定し、施策体系を2本に整理し、歯と口腔の健康づくりを推進するための体制が整備された。</p> <p>①ライフステージ等に応じた歯と口腔の健康づくり ②歯と口腔の健康づくり推進のための環境整備・連携促進</p> <p>平成25年11月1日に、健康増進課内に「徳島県口腔保健支援センター」を設置し、歯科医師2名、歯科衛生士1名を配置した。 徳島県歯科保健推進事業実施要綱により、徳島県8020運動推進特別事業検討評価委員会及び徳島県歯科口腔保健推進事業検討会を設置し、各事業の進捗状況を確認している。</p>
成 果	<p>学校保健統計調査や3歳児歯科健康調査などの毎年実施されている調査結果から見た状況では、計画策定時のベースラインと比べて、改善傾向を示している。</p>
課 題	<p>本県の歯科保健衛生の水準については、これまでの取組により改善傾向にあるものの、全国的にも改善傾向にあるため、依然として全国平均には届いていない状況であり、今後は全国を上回るスピードで改善を図っていく必要がある。</p>
今後の取組	<p>本県の歯科保健衛生の水準が全国平均を下回っている状況を踏まえ、本県歯科口腔保健推進計画に定める基本方針に基づき、乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージに応じた様々な歯科口腔保健に関する施策を着実に推進し、これらの取組が推進できる環境整備として、歯科口腔保健に関わる人材の育成をはじめ、医療機関や市町村等の関係機関との連携強化について、引き続きしっかりと取り組み、本県の歯科保健衛生水準の向上に努める。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（理事者等）
①認知度の低い「口腔保健支援センター」の具体的な業務内容のPRや啓発活動に、今後、どのように取り組んでいくのか。	<p>平成25年11月に健康増進課内に設置し、県ホームページでの啓発活動、市町村歯科保健事業をはじめ歯科口腔保健に関する情報集約や調査、歯科口腔保健医療従事者研修会のほか、歯科口腔保健担当者会、歯科衛生士連絡会などを実施した。</p> <p>今後は更に関係機関と連携を深めながら、歯と口腔の健康づくりに関する知識を県民に普及啓発していきたい。</p>
②本県の歯科水準が全国より劣っている状況について、どのように考え、どのように認識しているのか。	<p>本県の歯科水準について、毎年実施されている調査結果から見た状況では、3歳児や12歳児のう蝕割合や、中学生の歯肉に炎症を有する割合など、全国平均より悪い状況ではあるが、経年で見ると、少しずつではあるが改善してきている。</p> <p>糖尿病と歯周病、誤えん性肺炎、在宅歯科診療、口腔機能向上プログラムなど、様々な分野で歯科口腔保健の重要性が認識されてきており、様々な場面で歯科に関する情報に触れる機会が増えてきていることから、県民の歯科意識も向上してきていると思われる。</p> <p>今後は、県民自らが歯と口腔の健康づくりについて再認識し、さらに、定期的に歯科健診を受けるなどの行動につなげられるよう、歯周疾患検診の情報や検診の重要性などについて啓発を強化していきたい。</p>
③歯と口腔の健康づくり推進のための環境整備・連携推進として、人材の確保と資質向上のほかに、県、市町村及び歯科医師会等との連携推進とあるが、具体的には、どのようなことに取り組んでいるのか。	<p>県歯科医師会から、歯科のない病院に対して歯科医や歯科衛生士を派遣し、地域の歯科医と連携して、歯の治療やクリーニングを行っている。</p> <p>また、各保健所において、高齢者や施設職員を対象とした研修会や関係者会議の開催、県歯科医師会が高校生を対象に作成した歯と食生活に関する普及啓発のチラシを各高校へ配付している。</p>
④家庭の事情等で、健診後の歯科受診ができないう蝕疑いのある子がいる状況について、どのように考えているのか。	<p>事業主体の市町村においては、健診時う蝕のあった子について電話等で健診後の歯科受診状況の把握に努めているが、全てを把握するまでには至っていない。</p> <p>受診ができていない事情等の把握を含め、市町村に歯科健診の重要性の普及啓発を推進していきたい。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（理事者等）
⑤市町村が実施する妊娠期の母親への歯科に関する母親教室や健康増進法に基づく歯周疾患健診などの取組について、市町村間で差が生じているが、どのように考えているのか。	<p>市町村が主体となって行う母親教室や歯科健診等は、早い時期からの生活習慣の改善のためには重要である。</p> <p>県では、市町村の健診データを取りまとめ、適宜、市町村等に向け情報発信を行ってきたところである。</p> <p>今後とも歯科健診の重要性の普及啓発に努めるとともに、市町村において、これらの事業に取り組んでもらえるよう、働き掛けていきたい。</p>
⑥オーラルケア・サポートチームや介護老人施設訪問歯科健診事業を進めていく上で、全ての地域を網羅できているのか。	<p>自動車で移動できる所については、地域の歯科医と連携して対応している。</p>
⑦保護者の知識を高めるような歯科口腔保健の取組を進めてもらいたい。 （要望）	/
⑧できるだけ多くの関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくり推進に関する事業の推進に努めてもらいたい。 （要望）	/

検証結果報告書

条 例 名	徳島県大規模災害被災者等支援基金条例
-------	--------------------

総 括

<p>本条例に基づき設置した基金は、東日本大震災被災者等への支援を目的としており、この目的に従い適切に運用されてきたものと認められる。</p> <p>東日本大震災被災者への支援としては一定の成果が上がっていることから、この経験を生かし、今後想定される大規模災害の被災者支援への取組の在り方について検討を進める必要がある。</p>
--

ヒアリング結果（運用状況）

実 施 策	<p>この条例の制定により基金が設置され、東日本大震災の被災者支援のため義援金を円滑に活用することが可能となった。</p> <p>なお、基金の状況は、東日本大震災が平成23年3月11日に発生し、平成23年度中に24,341千円の義援金が集まった。平成24年度以降は、1,903千円の寄附金が寄せられている。</p>
成 果	<p>1 生活資金の支援 東日本大震災の被災者で徳島県内に避難した者に対し、避難生活を送るに当たり必要となる当座の生活資金を提供 ①平成24～25年度 2 世帯（各300千円）計600千円の生活資金の援助</p> <p>2 被災地との交流支援事業 東日本大震災被災地域の児童生徒等との交流事業及び被災地において行う文化活動や社会貢献活動を支援 (1) 県内での交流事業 ①平成24～25年度（12団体） ・被災地から児童生徒等248名を本県に招き、阿波踊りや藍染め体験、キャンプ、観光地見学、学校での交流会等を実施 (2) 被災地での交流事業 ①平成24～25年度（10団体） ・本県の阿波踊り団体、劇団、NPO等が被災地に出向き、阿波踊りや劇上演等の文化活動、本県農産物を使った屋台料理の提供等を実施 (3) 東日本大震災絆フォーラム ①平成25～26年度 ・被災者支援をテーマとした講演や、被災地との交流支援事業の成果発表・パネルディスカッションを盛り込んだフォーラムを開催し、被災地や被災者に対する今後の支援の在り方等について意見交換・協議を実施</p> <p>※寄金の運用状況 ①被災者受入支援義援金 24,341千円 ②基金創設後の寄附金 1,903千円 ③受取利息 53千円 ④事業執行額(H24～H26) △21,978千円 ⑤基金残高 4,319千円</p>
課 題	<p>基金設置以降、東日本大震災被災者への支援として種々事業に取り組んできたが、今後どのような取組をしていくかが、課題となっている。</p> <p>※平成23年度に集まった被災者受入支援義援金の24,341千円は、今年度実施予定の「被災者との交流支援事業」及び「フォーラム」で終了見込み</p> <p>※平成27年度予算額 2,300千円</p>
今後の取組	<p>今後の大規模災害発生時への対応なども踏まえた支援の在り方等について、意見交換や協議を行う場（フォーラム）を設けるなど、引き続き実効性のある条例運用に努める。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（理事者）
①被災から4年半が経過したが、いまだ避難生活を続けている人たちが多く、東日本大震災被災地への息の長い支援が必要と思うが、県では今後どのように取り組んでいくのか。	今後とも東日本大震災被災地への息の長い支援は必要であると考えているので、今年度に予定している「フォーラム」の中で県民の皆様はこの基金の設置目的について再認識していただけるよう、しっかりとお伝えしたいと考えている。
②基金を活用した「被災地との交流支援事業」についての詳細内容と成果について伺いたい。	平成24年度、平成25年度に東北3県で特に地震や津波により甚大な被害が出ている地域との交流事業を実施した。 平成27年度も、3団体を支援団体として選定し、福島県、宮城県から児童生徒等をお招きして、サマーキャンプや阿波踊り、海水浴のほか、防災に関する意見交換会等を通じた交流事業を展開した。 これらの交流を通じ、徳島の自然の豊かさや文化のすばらしさを知ってもらうことで本県と被災県との結び付きが更になり、今後も自主的な交流が末永く続くことが期待できる。 また、事業実施団体においては、被災地との交流により、南海トラフ巨大地震などに備える知識を得ていただくことで、発災時には迅速かつ柔軟な被災者支援を行うことが可能となるだけでなく、支援団体同士の交流により、支援体制の強化にもつながるものと考えている。
③今後予想される大規模な自然災害等への備えとして、この基金を更に広く県民に周知することが必要であると考えているが、県はどのように取り組むのか。	この基金は、今後起こり得る南海トラフの巨大地震など大規模災害に備えたものであり、基金の設置目的やこれまでの取組内容などを県民の皆様にお伝えすることで、防災意識を高め、寄附意識の醸成につながれるものと考えている。 現在実施している周知・広報の取組としては、「絆フォーラム」において、基金事業の紹介や寄附金の募集を行うとともに、県のホームページを通じた募金の呼び掛け、さらには「とくしま県民活動プラザ」等においてチラシの配布などを行っているところである。 今年度は、特にボランティア関連のイベントや防災関連の各種行事においてチラシの配布や募金の呼び掛けを行っており、引き続き、県民への周知広報に努めてまいりたい。
④被災地との交流支援事業は、有意義な取組であると思う。基金の残高が少なくなっているようだが、今後も寄附に頼っていくのか。	東日本大震災向けの財源は、今年度で終了する予定である。今後は、草の根的な活動を継続していただけるよう、交流事業の広報など側面的なところから応援していきたい。
⑤基金を何に使ったのかを寄附していただいた方にどのように公表しているのか。	県のホームページなどで広報しているところであるが、今後、詳しい内容を掲載し充実させてまいりたい。